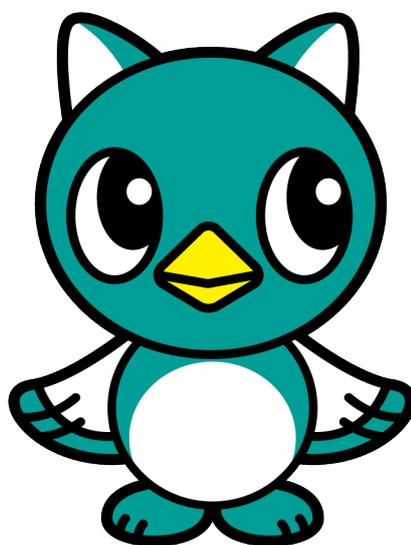


八千代市創業支援等事業 の ご 案 内



令和3年12月改正

八千代市 経済環境部 商工観光課

～八千代で創業を目指す方へ～

八千代市では、平成27年10月2日に産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受けました。

八千代市は市内で創業を目指す方を支援するため、船橋市・市川市及び各種支援機関と連携し、必要な情報等の提供を行っていきます。

目次

1. 八千代市の創業支援等事業計画
 - (1) 八千代市創業支援等事業計画概略図
 - (2) 特定創業支援等事業とは
 - (3) 受講メリット

2. 主な創業支援機関とその支援内容
 - (1) 認定連携創業支援等事業者
 - (2) 主な協力機関（行政機関）
 - (3) 主な協力機関（金融機関）

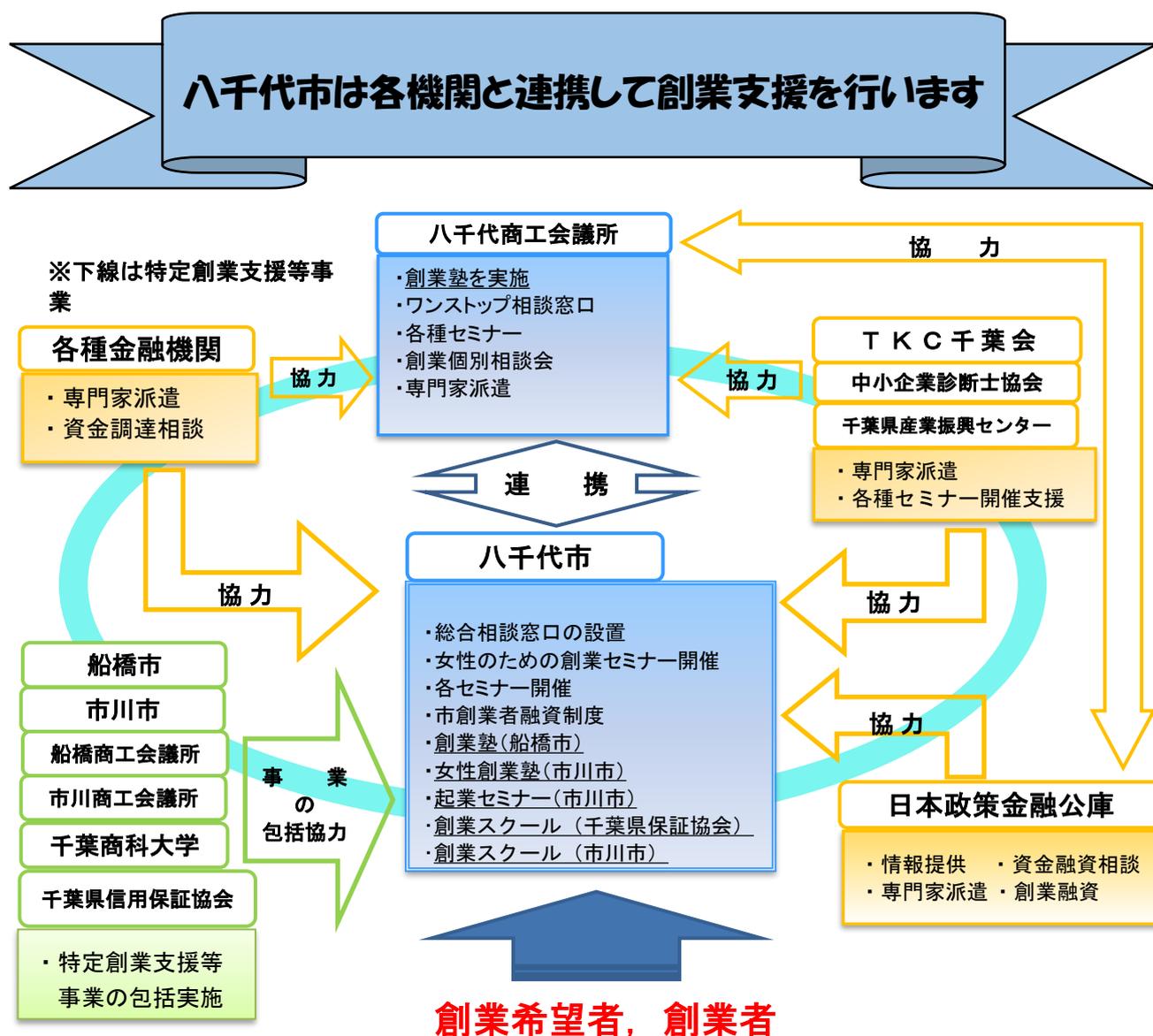
3. 創業支援資金の利子補給金交付制度
 - (1) 対象となる融資
 - (2) 対象者
 - (3) 利子補給率
 - (4) 補給対象期間

4. 支援内容別の連絡先
 - (1) 創業についての相談をしたい
 - (2) 資金を確保したい
 - (3) インターネットで情報を集めたい



1. 八千代市の創業支援等事業計画

(1) 八千代市創業支援等事業計画概略図



(2) 特定創業支援等事業とは

創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識が身につく事業です。

八千代市では上記の下線事業が特定創業支援等事業になります。

(3) 受講メリット

特定創業支援等事業の修了者は、八千代市に申請することにより、証明書の交付を受けることができます。この証明書により、次の特例の適用を受けることができます。

- ①株式会社等を設立する際の法人登録免許税が半額になります(0.7%→0.35%)
- ②八千代市中小企業資金融資制度の創業者継続応援資金の融資限度額が拡大されます(1,000万円→1,500万円)
- ③千葉県のちば創業応援成金を利用できます
- ④国の地域創造的起業補助金を利用できます
- ⑤創業関連保証の特例が6ヶ月前から利用できます(通常は2ヶ月前)
- ⑥日本政策金融公庫新創業融資の自己資金の要件が緩和されます
- ⑦日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げが可能となります。

2. 主な創業支援機関

(1) 認定連携創業支援等事業者

【1】八千代商工会議所

八千代商工会議所は、商工会議所法に基づき経済産業大臣の認可をうけて設立される特別認可法人で、地域唯一の総合経済団体です。下記はその活動の一例です。

	ビジネスパートナーを見つけたい	
	ビジネス商談会への参加	近隣商工会議所共催の 予約制ビジネス商談会 へ参加できます。
	ビジネス交流会への参加	県内商工会議所と連携し プレゼン等 ができる ビジネス交流会 へ参加できます。
	ザ・ビジネスモールへの登録	全国の商工会議所などが共同運営する企業情報サイト。 自社のPR、取引先の検索等に活用 できます。
	各種制度融資を利用したい	
	マル経融資制度の利用	各種制度の融資の他、 当所の推薦による無担保・無保証人融資 などの 斡旋・指導 を行っております。
	経営に役立つ知識を身につけたい	
	各種セミナーの実施	その時のニーズに合わせたセミナーを開催しております。
	創業塾	これから創業を考えている方、創業されたばかりの方向けの勉強会です。
	経営革新塾	経営革新を考えている方、経営革新について県の認定を考えている方向けの勉強会です。
	社長塾	社長業としての身につけておかなければならない事を学ぶ勉強会です。
	経営相談や事務の代行をしてもらいたい	
	経営改善専門家の派遣	税理士や弁護士などの専門家等の派遣を 相談料無料 で行っております。
	記帳代行	会計ソフト入力による記帳代行 を行っております。
	決算指導	毎年の申告時期に決算指導会 を実施しております。
	労働保険事務委託	雇用保険の取得喪失手続き等、煩雑な 労働保険の事務代行 を行っております。
福利厚生 割引 	その他会員限定サービス	
	八千代CCI会員サービス事業	当所発行のカード提示により 登録優待店にて割引 を受けられる事業です。
	やちよ共済への加入	死亡、ケガの入院をメインとした共済。 配当金制度 もあります。
	業務災害補償プランへの加入	労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」 がセットになった保険です。
	パフェプラン	総計7,500の 豊富な施設やチケット等の割引制度 です。
	各種保険等の割引	自動車保険、PL保険等の 各種保険の割引 が受けられます。

※上記のうち、「創業塾」が「特定創業支援等事業」として認定されています。

問い合わせ先

〒276-0033 千葉県八千代市八千代台南1-11-6

電話：047-483-1771

HP：<http://www.yachiyo-cci.jp/>

【2】千葉県信用保証協会

千葉県信用保証協会は、県内中小企業事業者の金融の円滑化を目的として設立された公的機関です。県内中小企業事業者に対して金融上の強力な「保証人」となり、金融機関から事業資金の融資を受けやすくすることを役割としています。

(1) 中小企業支援コーナー

創業には、事業計画書の作成や資金調達など、さまざまな準備が必要です。

保証協会では、創業するための手続きや、創業制度の内容、金融機関への申込方法等、創業に関する様々な相談に応じます。

「創業相談窓口」「女性のための創業相談窓口」「中小企業診断士による夜間相談窓口」「商工団体等と連携した相談会」等、様々な相談窓口を設けております。

(2) 創業セミナー

創業に向けて準備している方、創業して間もない方を対象に、すぐに役立つ知識やアドバイス等を習得できるセミナーを開催しています。

(3) 創業スクール

創業に役立つ知識を講義で身に着けながら、創業に向ける想いやアイデアを具体的な事業計画にしていくための、全4日間の口座を開催しています。最終日には創業社長によるトークセッション、受講者のビジネスプラン発表会や交流会を行います。

※上記のうち、「創業スクール」が「特定創業支援等事業」として認定されています。

問い合わせ先

〒260-8501 千葉県千葉市中央区4-17-8

千葉県信用保証協会 創業サポートチーム

電話：043-331-5001

(2) 主な協力機関(行政機関)

千葉県産業振興センター

千葉県産業振興センターでは、地域企業のニーズに応えた下記の各種事業を実施し、元気な企業の創出と発展をサポートしています。

経営の向上や創業に役立つアドバイスをワンストップで受けたい	総合支援室 (チャレンジ企業支援センター) 電話 043-299-2907	経営・技術・IT創業等の相談	様々な経営相談に対し、プロジェクトマネージャー等が、電話や面談或いは直接現場へ訪問して相談をお受けします
		金融相談	原則毎週木曜日に窓口を設置し、金融機関職員が相談に応じます
		法律相談	顧問契約を締結した弁護士が電話による相談に応じます
		専門家窓口相談	窓口相談の結果、専門的な対応が必要な場合は、外部専門家を活用した相談をお受けします(1日)
		専門家訪問相談	窓口では解決できない現場での課題に対して、外部専門家が訪問し、改善提案などを行います(2日)
		専門家派遣(有料)	専門的知識を有する外部専門家を事業者へ派遣して、課題解決を支援します。費用：一般14,000円/日、旅費(負担割合1/3)ISO等認証取得21,000円、旅費(負担割合1/2)派遣日数：2日以上15日以内
千葉県よろず支援拠点 電話 043-299-2921	各地で相談実施	基礎自治体、金融機関、商工団体との共催にてサテライト相談所を12地域で展開しています	
	幅広い相談対応	豊富な専門支援人材によるチーム支援(税務、小売・商業、デザイン、事業計画策定、観光・地域資源、外食業界、IT、女性創業、生産管理、食品開発、プロモーション等)にて、課題が解決するまで伴走支援を行います	
	多様なセミナーを開催	売上拡大に直結する即効性の高いテーマを選び各地でセミナーを開催しています	
ベンチャー企業向けの支援を受けたい	東葛テクノプラザ 連携推進室 電話 04-7133-0139	ちば創業応援助成金	創業予定者や創業間もない事業者(創業5年未満)の先進的なアイデア、研究開発及びビジネス創造に対する助成を行っています

(3) 主な協力機関（金融機関）

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資などを行っています。

なお、日本政策金融公庫船橋支店が行う、八千代市で創業する（又は創業後1年以内の）中小企業者に対する創業融資については、さらに利子補給制度を利用することができます。

（日本政策金融公庫ホームページより抜粋）

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)
新規開業資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内 (いずれも2年以内)
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内 (いずれも2年以内)
再挑戦支援資金	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内 (いずれも2年以内)
新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内 (いずれも2年以内)
中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受けている方	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内 (いずれも2年以内)

3. 創業支援資金の利子補給金交付制度

八千代市では創業者の融資利息負担を軽減するために、八千代市で創業する（又は創業後1年以内の）中小企業者を対象に創業資金の利子に対する利子補給を行います。

(1) 対象となる融資

日本政策金融公庫船橋支店(※1)が行う融資の内、創業後1年以内(※2)に申込みがあった融資

※1 日本政策金融公庫船橋支店以外からの融資は対象となりません。

※2 金融機関への融資申込日が、創業後1年以内であることが必要です。

(2) 対象者

以下の2点を全て満たす中小企業者が対象となります。

①八千代市内の中小企業者であること（八千代市に登記がある法人又は八千代市に住民登録がある個人）

②市税等に滞納がないこと

※本制度は予算に限りがあります。年度途中で予算額に達した場合、上記対象者であっても、利子補給を受けることができないことがあります。

(3) 利子補給率

年0.8%

※利子補給の対象となる支払利息額は、当初返済条件で定められた金額が上限となります。遅延金や返済条件緩和に伴い増加した利息は対象となりません。

(4) 補給対象期間

1月1日から12月31日までの期間に対象となった支払利息について補給します。なお、利子補給を受けることのできる期間は最大で約2年です。（第1回目の利息支払日から起算して24回目の利息支払い分まで。）

※利子補給を受けるためには、融資実行後の承認申請に加えて、毎年の交付申請が必要です。

※市外移転、廃業、長期の延滞など、一定の要件に当てはまった場合、その後の利子補給は停止となります。

4. 支援内容別の連絡先

(1) 創業についての相談をしたい

制度	内容	機関
総合窓口	創業希望者が抱える悩みや問題に対応する各種支援機関の案内を行っています。 また、特定創業支援事業として認定を受けている事業の修了者に対し、各種優遇措置を受けるための証明書を発行しています。	八千代市商工観光課 (047-421-6761)
ワンストップ相談窓口	経営指導員により必要な知識の提供や、手続きの案内を総合的にを行います。 また、創業塾など、経営に係る各種セミナーの開催も行っています。	八千代商工会議所 (047-483-1771)
創業支援チーム	創業予定者や創業間もない人に、無料で相談を行っています。 必要に応じて民間専門家(中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士、ITコーディネータ等)が対応します。	チャレンジ企業支援センター (043-299-2907)

(2) 資金を確保したい

制度	内容	機関
創業ホットライン	専門のスタッフが創業に関する相談を承ります。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)
利子補給	八千代市で創業する(又は創業後1年以内の)中小企業者を対象に創業資金の利子に対する利子補給を行っています。 日本政策金融公庫船橋支店が行う融資の内、創業後1年以内に申込みがあった融資が対象で、利子補給率は0.8%、補給期間は約2年です。	八千代市商工観光課 (047-483-1151)

(3) インターネットで情報を集めたい

サイト名	内容	機関
「ミラサポ」未来の企業★応援サイト	補助金に関する「検索・申請」のサポート、専門家の無料派遣、人材マッチング支援、ホームページ作成支援など経営に関わる総合支援ポータルサイトです。	ミラサポ運営事務局 (中小企業基盤整備機構委託事業)
J-Net21中小企業ビジネス支援サイト	公的機関の支援情報を中心に、経営に関するQ&Aや数多くの企業事例などを簡単に調べることができます。	中小企業基盤整備機構
創業お役立ち情報	創業の手引きや創業事例紹介、各種セミナーの案内などを提供しています。	日本政策金融公庫